

奨学のための給付金制度のお知らせ

この制度は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業として、平成26年4月以降に公立高校へ入学した生徒の保護者等の方を対象とした返還不要の給付金を支給するものです。授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、以下の条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給します。支給を受けるには年度ごとに申請が必要となりますので、対象となる方は忘れずにご申請ください。

対象となる方 平成26年4月1日以降に入学し、令和2年7月1日現在で在学している高校生等の保護者（子に対して親権を行う者または未成年者後見人、生徒の就学に必要な経費を負担すべき者）等で、次の1～3の全てに該当する方。

- 1 保護者等が山梨県内に住所を有していること
- 2 保護者等全員の令和2年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援の対象の方

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は給付金を受け取ることはできません。

- ・ 児童福祉法による「児童入所施設措置費等国庫負担金」の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方（ただし母子生活支援施設の高校生は除く）
- ・ 高校生等が7月1日に休学している場合（ただし11月末日までに復学し、奨学給付金の申請をした場合は対象となります）
- ・ 高等学校等を卒業し修了したことがある方

支給回数 1人の高校生等につき年1回、通算3回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算4回、専攻科に通う生徒高校生等は2回）を上限とします。

基準日 令和2年7月1日現在の状況により審査いたします。

提出・審査結果について 申請書等は県内公立高校から配布します。対象となる方は、申請書その他、裏面に記載されている書類を学校が指定した日までに郵送または持参して学校に提出してください。

私立高校に在学する生徒の申請書を公立高校へ提出することはできません。

書類を審査した後、審査結果を通知します。認定された方には、12月末までに給付する予定です（支給は年に一度です）。

注意 保護者の住所が県外にある場合は山梨県の高校へ提出せず、住所のある都道府県の教育委員会等の指示に従って提出してください。また、生徒が県外の公立高校へ在学しているが、保護者の住所が山梨県内にある場合は、山梨県高校教育課へお問い合わせください。（電話 055-223-1769）

※ 上記の7月1日現在の状況による審査のほか、家計急変により収入が激減した世帯に対しての審査もあります。詳しくは、高校教育課または学校にお問い合わせください。

支給額 ※第1子、第2子の考え方は別紙対象確認シートを確認してください

区分	学校区分	1人あたり支給額 (年額)
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制	32,300 円
	専攻科	36,500 円
県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第1子の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	全日制・定時制	84,000 円
	通信制	36,500 円
	専攻科	36,500 円
県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第2子以降の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	全日制・定時制	129,700 円
	通信制	36,500 円
	専攻科	36,500 円

※令和2年度は、生活保護受給世帯を除き、上記の支給額に加算して、1人あたり年額10,000円の通信費相当額が支給されます。

申請に必要な書類

(1) 全員共通で提出するもの

☐ 申請書（高校生等1人につき1枚提出）

対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

☐ 口座振込依頼書および通帳の写し

☐ 委任状（学校で給付金を授業料以外の教育費と相殺する場合）

☐ 高校生等が県外の公立高校等へ在学している場合のみ「在学証明書」

(2) 「生活保護（生業扶助）」を受けている世帯のみ提出するもの

☐ 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）

受給証明書」（7月1日以降に証明を受けたもの）

※生活保護受給証明書に生業扶助の記載がある場合は代わりに使用できます。

生活保護受給証明書の生業扶助については、証明書発行時に申告しないと記載されない場合がございますので、発行窓口で記載を行うように申請してください。

(3) 県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯のみ提出するもの

☐ オンライン学習の通信費に係る誓約書

☐ 支給年度の保護者等全員の個人番号カードの写し等

（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）

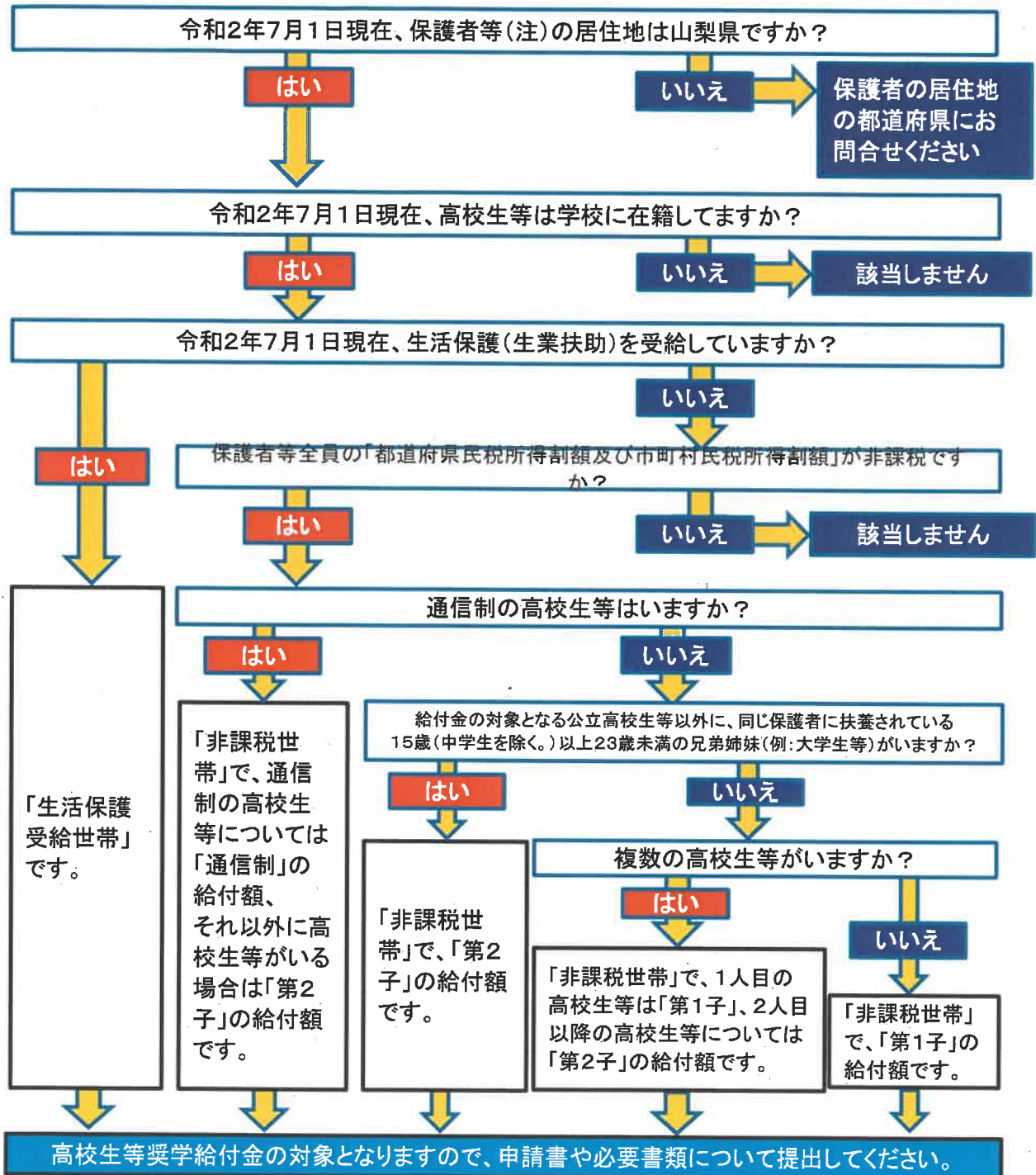
☐ 申請者が、申請する高校生等以外に15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹を扶養されている場合

→扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し

※国民健康保険証で世帯主と申請者（保護者等）が異なる場合は、国民健康保険証の写しと共に「扶養誓約書」を提出してください。

提出先：山梨県立青洲高校・市川高校
事務室 TEL055-271-1161

高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
	公立	公立	公立
生活保護受給世帯	32, 300円	32, 300円	36, 500円
非課税世帯(第1子)	84, 000円	36, 500円	
非課税世帯(第2子)	129, 700円		

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 令和2年度は、生活保護受給世帯を除き、上記の支給額に加算して、1人あたり年額10,000円の通信費相当額が支給されます。



高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。
- 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。
- 学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は、
家計が急変した世帯に対する支援、
オンライン学習に係る通信費相当の加算支給を実施します。

例：国公立の高校等に通っている子供がいる場合の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	84,000円	103,500円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】 ※令和2年度から高校等の専攻科も新たに対象	36,500円	38,100円

※令和2年度は、非課税世帯に通信費相当額（10,000円）を加算支給。
（生活保護世帯については、生活保護費（生業扶助）により措置）



【奨学給付金】 家計が急変した世帯に対する支援

令和2年度は「生活保護受給世帯」、「非課税世帯」に加え、「家計急変世帯」が支給対象となります。

家計急変世帯：新型コロナウイルスの影響等により収入が激減し、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯

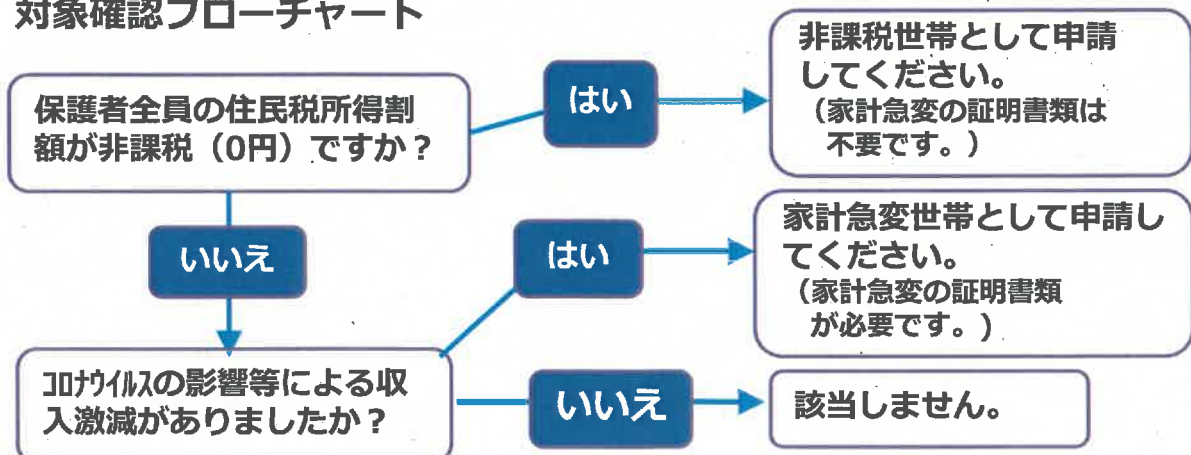
※昨年度までの取り扱いでは、収入減が住民税所得割に反映されるまでの間は対象となりませんが、書類提出により住民税非課税世帯相当と認められる収入減が確認された場合に支給を行います。

給付額	世帯状況	給付額（年額）
	【全日制等】（第1子）	84,000円
	【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円
	【通信制・専攻科】 ※令和2年度から専攻科も新たに対象	36,500円

- ① 7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。
- ② 7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。

※令和2年度は、通信費相当額（年額10,000円）を加算支給

対象確認フローチャート



提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

①家計急変の発生事由を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国および地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、家計急変による申請理由書など
②家計急変の前と後の収入を証明する書類	【家計急変前】 課税証明書の写しなど ※保護者全員分 【家計急変後】 （会社員）会社作成の給与見込、給与明細書（直近3ヵ月分）など （個人事業主）年間収支見込計算書、税理士または公認会計士の作成した証明書類など
③保護者の扶養親族を確認するための書類	扶養親族分全員の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など